

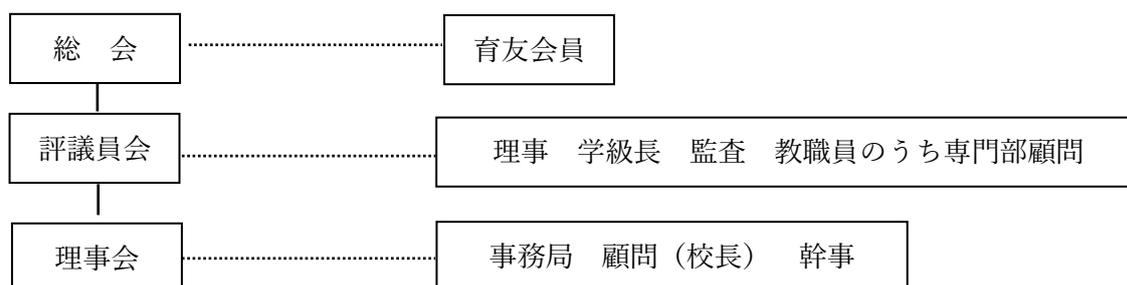
育友会のしおり

育友会の目的は、会員である保護者と先生が地域の方々と一緒になって、子どもたちの幸せを願い、心身ともに健全で明るい子供たちを育てることです。

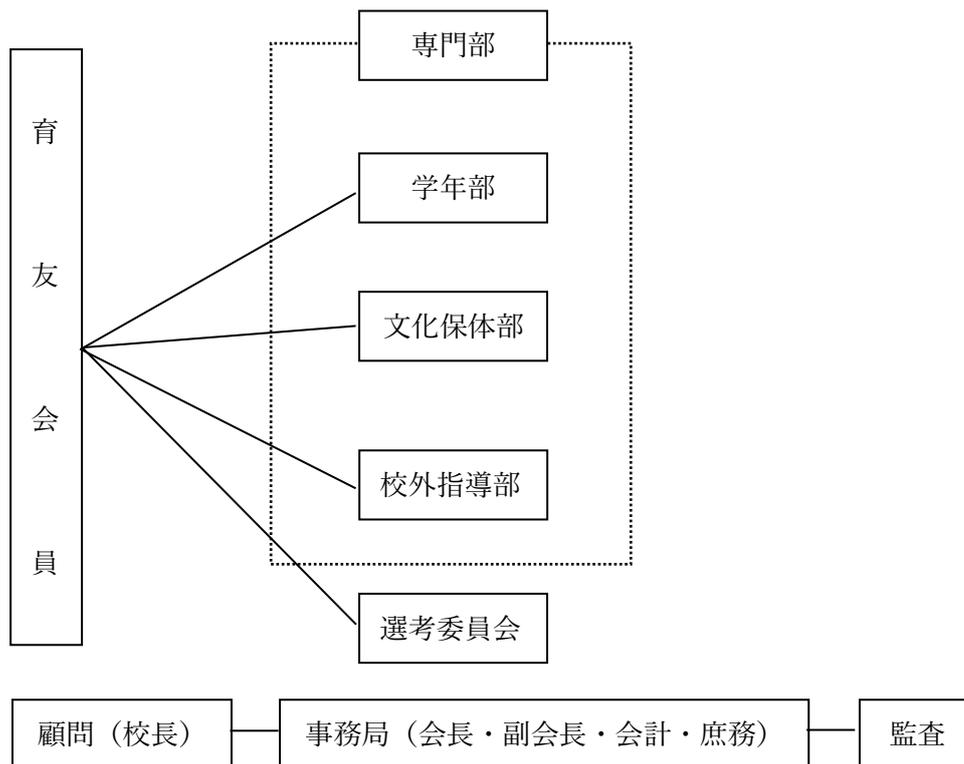
〈育友会の目的〉

1. 保護者と先生が、子供の教育に関わるさまざまな問題について学習し合い話し合っ、よりよい学校教育・地域教育の環境づくりを目指して活動します。
2. 他校の育友会や関係団体との連携を図りながら、親としての意識の高揚や人間性の向上を図るための研修や活動を行います。
3. 子供たちの幸せのために、会員相互のよりよい人間関係を築く行事や活動を行います。

〈育友会の組織と構成〉



- (1) 総 会 育友会の最高決議機関で、原則として年1回年度始めに開かれます。
- (2) 評議員会 総会に次ぐ決議機関で、必要なときに原則として会長が招集します。
- (3) 理 事 会 総会及び評議員会の決議事項に従って業務を行います。



〈事務局〉

選考委員会が推薦し総会が承認した会長・副会長と、選考委員会が推薦し会長が委嘱した庶務・会計で構成し、総会及び理事・評議員会の議決に従って、この会の円滑な運営と代表的な業務を行います。

〈学級委員〉

- ① 各学級の保護者から3名を選出します。
- ② その3名が各専門部の学級委員となります。
- ③ 各専門部より選出された委員のうち学年部の委員を学級長とし、学級の代表とします。
- ④ 学級委員は、学級長を中心に力を合わせ、担任の先生とも連携をとり、学級懇談会の充実など学級育友会全般にわたる活動を推進します。

〈専門部〉

(1) 学年部

各学級の会員相互の関係性を深め、学級委員や学級担任との連携を図りながら、学級育友会の総括的運営にあたります。

- ① 学級担任やほかの専門部・委員会との連携を図り、円滑な学級育友会活動を推進します。
- ② 学級懇談会の運営・充実に努めます。

(2) 文化保体部

親子のふれあいや学校・地域との連携、そして会員同士の親睦を深めるための「西浦上まつり」や、会員自身の意識の高揚や必要な知識を深めるため、さまざまな講演会や研修を企画・運営します。

子供たちの健康を守り、身体の健全な発育に努力すると共に、会員相互の福利厚生に関する活動を行います。

- ① 「西浦上まつり」を企画・運営します。
- ② 小学校の運動会の運営の補助をします。
- ③ 学校保健委員会に参加します。
- ④ 関係団体との連携を深め、上記の講演会や研修会を企画・運営します。

(3) 校外指導部

子供たちの安全を図り、健全育成のために必要な環境づくりのための活動を推進します。

- ① 定期的に校区内の巡視活動を行い、地域の方々や地元警察とも連携を図りながら、よりよき環境づくりを推進します。
- ② 非行防止を含めさまざまな校外指導に関する研修会に参加し、また独自で開催していきます。
- ③ 地域の方々とともに、子供たちを交通事故から守り、地域ぐるみの交通安全の普及と交通道德の高揚を推進します。そのための交通安全への協力や各種研修会に参加します。

〈一人一役制〉

育友会では、一人でも多くの会員の方に育友会活動へ参加してもらうため、「一人一役制」を採っており、原則として全会員が、何らかの役について頂くことになっています。

そこで、乳幼児を持っている方や、多忙の方にも参加できる各専門部・委員会の活動をお手伝いする「係」を設置しました。

また、学級委員、事務局役員選出のルールとして、

- ① 1人の子どもに対し、6年間で最低1回は学級委員もしくは事務局役員になって頂く。学級委員や事務局役員にならない年度は、1人の子どもにつき1つの「係」を担当します。
- ② 1人の子どもに対し、1回以上学級委員もしくは事務局役員になったことのある方から選出を行うこととなった場合、基本的にはその回数の少ない方から担当して頂くこととします。

〈選考委員会〉

事務局を構成する正副会長・庶務・会計、および監査を選考します。事務局役員で退任の決まっている者を1名委員長として選任します。また、1年目の事務局員から4名の選考委員を選任します。

平成31年4月26日 一部改正

令和2年2月26日 一部改正

令和3年4月23日 一部改正

令和6年2月13日 一部改正

長崎市立西浦上小学校育友会会則

第1章 総則

- 第1条 この会は長崎市立西浦上小学校育友会と称し、事務局を西浦上小学校内に置きます。
- 第2条 この会は会員相互が一体となり、学校・家庭・社会教育を充実するため連絡を密にし、児童の幸福をはかり心身ともに健全で明るい希望にみちた児童を育成することを目的とします。
- 第3条 この会は、教育の第一義的責任は家庭にあるとし、成人教育の観点から保護者、教職員が積極的に学びあいます。
- 第4条 本会の目的を達成するため、次の活動を行います。
- 1 学校教育の理解と協力を努めます。
 - 2 会員相互の研修と融和をはかります。
 - 3 児童の生活環境を良くします。
 - 4 児童の健康増進と体位の向上をはかります。
 - 5 児童の校外生活と交通安全の指導にあたります。
 - 6 その他会の目的達成に必要なことを行います。

第2章 会則

- 第5条 この会の会員とは、当校に在籍する児童の保護者並びに教職員の内、入会を希望した者とします。

第3章 役員

- 第6条 この会の役員は次の通りです。
- 1 会長 1名
 - 2 副会長 2名～
 - 3 会計 1名
 - 4 庶務 若干名
 - 5 監査 2名
- 第7条 この会に顧問を置き、校長を推薦します。顧問は諮問に応じ、会合に出席して意見を述べ、事務に参加することが出来ます。
- 第8条 この会に幹事を置き、教職員の中から若干名を推薦します。
- 第9条 役員は保護者の中から次のように選出します。
- 1 会長・副会長・監査は選考委員会で会員の中から選び、総会の承認を受けなければなりません。ただし、正副会長はほかの委員との兼任はできません。欠員が生じた場合の補充は評議員会において決議します。
 - 2 庶務・会計は会員の中から会長が委嘱します。
- 第10条 役員の仕事は次の通りです。
- 1 会長はこの会を代表し、会務を総括します。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を

代行します。

- 3 会計はこの会の会計業務を行います。
 - 4 庶務はこの会の事務にあたります。
 - 5 監査はこの会の会計を少なくとも年2回以上監査します。
- 第11条 役員の任期は総会から総会までとし、再任を妨げません。ただし、補欠のための役員は前任者の残任期間とします。

第4章 会議

- 第12条 この会に次の会議を置きます。

- 1 総会
- 2 評議員会
- 3 理事会
- 4 専門部会
- 5 各学年委員会
- 6 学級育友会
- 7 選考委員会

(第1節 総会)

- 第13条 総会はこの会の最高議決機関で、毎年1回年度始めに会長が招集し、会員の過半数の出席(委任状を含む)で成立し、出席者の過半数の賛成を得て決議します。総会は理事会が必要と認めたとき、または会員の三分の一以上の要求があったとき会長が招集します。

- 第14条 総会の議長は出席会員の中から選びます。

(第2節 評議員会)

- 第15条 評議員会は総会に次ぐ議決機関で、理事会が必要と認めたとき、または評議員の三分の一以上の要求があったとき会長が招集し、その過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛成を得て決議します。

- 第16条 評議員会の構成は次の通りとします。

- 1 理事
- 2 監査
- 3 学級長(各学級より選出された委員のうち学年部の委員)
- 4 教職員のうち専門部顧問

(第3節 理事会)

- 第17条 理事会は会長が必要と認めたとき、または理事の三分の一以上の要求があったとき会長が招集します。

- 第18条 理事会は総会および評議員会の決議事項に従って業務を行います。

第19条 理事会の構成は次の通りとします。

- 1 正副会長
- 2 顧問(校長)
- 3 会計・庶務
- 4 幹事

(第4節 専門部および専門委員会)

第20条 各専門部ごとの会議は、担当副会長が臨時招集し、会議の議決は出席者の過半数で決めます。

第21条 各専門部ごとに教職員より選出した顧問を置きます。

第22条 この会を運営するにあたって緊急または特別な問題の対策をたてるため、専門委員会を設けることができます。専門委員は理事会で決めます。

第23条 各部の会議の経過は必要に応じ、会長に報告しなければなりません。

(第5節 委員)

第24条 各専門部の委員の選出は次によります。

- 1 学級委員 各学級から保護者3名
- 2 専門部委員

学年部	学級委員から1名
文化保体部	学級委員から1名
校外指導部	学級委員から1名
- 3 担当副会長

事務局副会長から1名

- 4 担当副会長は、会務の状況に応じて担当副会長の会務分掌を目的として補佐役を若干名置くことができる。
- 5 担当副会長の補佐役が抽選で選出される場合、以下の条件にあてはまる専門部員は担当副会長の補佐役の候補の選出から免除されます。尚、仕事については就業形態に関わらず、免除理由とはなりません。
 - ① 過去6年間に事務局役員または担当副会長の補佐役を経験した者
 - ② 病気療養中、もしくは妊娠中
 - ③ 家庭に継続的な介護を要する者がいる
 - ④ その他育友会長が認めた場合
 - ⑤ 1人の子どもに対し、2回目の学級委員に選出された者

第25条 委員は各部門の任務を分掌します。

第5章 会計

第26条 育友会の会計は次によりまかいません。

- 1 会費
- 2 寄贈金
- 3 その他収入

第27条 会費は4,000円を一年分納入します。二学期までの転入や転出については月割で計算し納入や変換を行います。

第28条 特別の事由により会費を免除する時は、理事会の承認を必要とします。

第29条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

付 則

第1条 この会で次の事項は総会の議決を必要とします。

- 1 解散
- 2 会則および規定(付則を含む)の改廃
- 3 予算および決算(特別会計を含む)
- 4 当該年度の事業経過
- 5 新年度事業計画
- 6 会費

第2条 この会は厳密な社会教育団体ですから、宗教や政党の色彩はありません。

第3条 この会を運営するために必要な細則は別に決めます。

第4条 この会則は昭和23年9月1日から施行します。

昭和51年3月13日一部改正

昭和54年4月27日一部改正

昭和61年4月26日一部改正

平成元年4月22日一部改正

平成8年5月18日一部改正

平成10年4月18日一部改正

平成13年2月7日一部改正

平成17年4月27日一部改正

平成19年5月27日一部改正

平成26年4月25日一部改正

平成28年4月28日一部改正

平成29年4月28日一部改正

平成30年4月27日一部改正

平成31年4月26日一部改正

令和2年4月24日一部改正

令和3年4月23日一部改正

令和5年4月27日一部改正

令和6年2月13日一部改正

長崎市立西浦上小学教育友会慶弔規定

育友会の慶弔に関する取扱いは下記による。

第1条 (児童および保護者に関すること)

- 1 児童および保護者死亡の場合、香典 10,000 円とする。
- 2 児童および保護者死亡の場合は、会長又はこれに代わる者が会を代表して会葬し、弔意を表する。

第2条 (教職員に関すること)

- 1 教職員の転勤・退職に際しては、記念品料 3,000 円とする。
- 2 教職員死亡の場合は香典 10,000 円、配偶者死亡の場合は香典 5,000 円とする。
- 3 教職員および配偶者死亡の場合は、会長又はこれに代わる者が会を代表して会葬し、弔意を表する。

第3条 (その他の慶弔および見舞いに関すること)

- 1 会員の家屋が風水害や火災にあった場合および上記のほか特別な事情が生じた場合は、会長・副会長・顧問および該当学級長と協議のうえ処理することができる。ただし、事後に理事会の承認を得るものとする。

第4条 (災害についての取扱い)

- 1 育友会主催の各種会合および行事参加による災害については、会が加入している長崎県PTA活動している安全互助会制度に基づく取扱いによるものとする。

〔付則〕

この規定は昭和 57 年 5 月 25 日から施行します。

昭和 61 年 6 月 9 日一部改正

昭和 62 年 6 月 15 日一部改正

平成 19 年 5 月 2 日一部改正

令和 2 年 4 月 24 日一部改正

令和 6 年 2 月 13 日一部改正

長崎市立西浦上小学教育友会細則

第1章 学級および学年

付 則

第1条 学級および学年は、年間計画を立て、必要に応じて各学年および専門部との連絡をはかり、それぞれの業務を行います。

第1条 この細則は昭和23年9月1日から施行します。

昭和51年3月13日一部改正

昭和54年4月27日一部改正

昭和61年4月26日一部改正

平成元年4月22日一部改正

平成8年5月18日一部改正

平成10年4月24日一部改正

平成13年2月7日一部改正

令和2年4月24日一部改正

令和6年2月13日一部改正

第2章 専門部

第2条 この会の会則第3条の活動を行うために次の専門部を設けます。

- 1 学年部
- 2 文化保体部
- 3 校外指導部

第3条 学年部は次の活動を行います。

- 1 担任と連携をはかりながら学級教育友会の運営
- 2 その他、必要な活動

第4条 文化保体部は次の活動を行います。

- 1 学校保健委員会に関する活動
- 2 教育友会員同士の親睦を深めるための活動
- 3 教育友会の目的達成のための研究会や講演会等の開催
- 4 福利厚生に関する活動
- 5 その他、必要な活動

第5条 校外指導部は次の活動を行います。

- 1 校外生活における児童の保護育成
- 2 児童の非行化防止の指導
- 3 日常生活の中での会員および児童の交通安全指導
- 4 交通安全運動への協力
- 5 その他、必要な活動

第3章 選考委員会

第8条 選考委員会は、次の活動を行います。

- 1 事務局を構成する正副会長・庶務・会計、および監査を選考。

長崎市立西浦上小学校育友会旅費規定

育友会業務により会員が参加する場合の必要経費は、下記の取扱いによる。

〔必要経費・日当〕

第1条 市外における諸会議、講習会等に参加するための必要経費は次のとおりとする。

- (1) 交通費・・・原則、公共交通機関を利用する。
- (2) 宿泊費／食費・・・実費(ただし、主催団体の幹旋した料金とする。)
- (3) 日当・・・1,000 円

第2条 市内における諸会議、講習会等に参加する交通費交通費および日当は次の通りとする。

- (1) 交通費・・・原則、公共交通機関を利用する。
- (2) 日当・・・1 日の場合 1,000 円(昼食が支給された場合は 500 円)、半日の場合 300 円

第3条 この定めのないものは、開催場所・日時等から考慮し、会長・副会長・顧問で協議の上、別に処置する。

〔付則〕

この規定は昭和 57 年 5 月 25 日から実施する。

昭和 61 年 6 月 9 日一部改正

平成 11 年 5 月 15 日一部改正

平成 31 年 4 月 26 日一部改正

令和 2 年 4 月 24 日一部改正

令和 6 年 2 月 13 日一部改訂

長崎市立西浦上小学校育友会個人情報取扱規則

(目的)

第1条 長崎市立西浦上小学校育友会（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、育友会役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、育友会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 育友会費の集金業務、管理業務
- (2) 各種名簿等の作成
- (3) 役員等の推薦活動並びに選出
- (4) 広報誌、会報等への記載
- (5) その他の文書の送付
- (6) 交通費の支払い、受け渡し

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報管理は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供をしてはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の事項について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し、保持する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不用）

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた

ときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、会員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適正かつ迅速な処理に務めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、理事・評議員会において審議し、承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、平成30年4月28日より施行する。

令和6年2月13日 一部改正